

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

柏原市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もつて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

柏原市長

公表日

令和6年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	<p>個人住民税は地方税法(第三章第一節(市町村民税)及び第二章第一節(道府県民税))に基づき、その年の1月1日に居住するところにおいて、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税(本評価書では、以後「個人住民税」と称す。)であり、その税額は、市町村が確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等の課税資料から決定するものである。</p> <p>個人住民税には市町村が課すことのできる市町村民税(以後「個人市町村民税」と称す。)と道府県が課すことのできる道府県民税(以後「個人道府県民税」と称す。)が存在する。</p> <p>個人市町村民税及び個人道府県民税のそれぞれにおいて、所得額に比例して課税される所得割と原則的に全ての者に対して一律に課税される均等割の賦課額が決定される。</p> <p>なお、個人道府県民税については、地方税法第41条により「当該市町村の個人市町村民税の賦課徴収と合わせて賦課徴収等を行う」ものとされていることから、個人市町村民税と合わせて一括して賦課徴収を実施するものである。</p> <ul style="list-style-type: none">・本事務における特定個人情報ファイルの使用は、次のとおりとする。①個人住民税の賦課決定に関すること。②納税者及び特別徴収事業者からの申告に関すること。③個人住民税の減免に関すること。④他市町村在住の配偶者及び被扶養者の情報確認に関すること。⑤他市課税であることが判明した場合における資料回送に関すること。⑥賦課資料に基づく所得証明書及び課税・非課税証明書の交付に関すること。⑦行政機関に対する所得情報の提供及び移転に関すること。
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">①住民税システム②申告受付支援システム③地方税電子申告システム④課税資料イメージ管理システム⑤統合宛名システム⑥中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名

- ①住民税課税台帳ファイル
- ②申告受付情報ファイル
- ③地方税電子申告情報ファイル
- ④国税連携情報ファイル
- ⑤年金特徴情報ファイル
- ⑥課税原票イメージファイル
- ⑦宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第9条第1項 别表24の項・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><主務省令第2条の表48の項における情報提供の根拠></p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項</p> <p><主務省令第2条の表48の項における情報照会の根拠></p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48</p>

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	財務部 課税課
②所属長の役職名	財務部 課税課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	財務部 課税課
-----	---------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	財務部 課税課
-----	---------

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>[1万人以上10万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和6年5月22日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p><選択肢></p> <p>[500人未満] 1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和6年5月22日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p><選択肢></p> <p>[発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	--

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

- | | |
|-------------|---|
| [基礎項目評価書] | <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 基礎項目評価書
2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書
3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> |
|-------------|---|

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

- | | | |
|------------------------|-----------|--|
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている
2) 十分である
3) 課題が残されている</p> |
|------------------------|-----------|--|

3. 特定個人情報の使用

- | | | |
|---|-----------|--|
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている
2) 十分である
3) 課題が残されている</p> |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている
2) 十分である
3) 課題が残されている</p> |

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[]委託しない

- | | | |
|---------------------------|-----------|--|
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている
2) 十分である
3) 課題が残されている</p> |
|---------------------------|-----------|--|

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[]提供・移転しない

- | | | |
|--------------------------|-----------|--|
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている
2) 十分である
3) 課題が残されている</p> |
|--------------------------|-----------|--|

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[]接続しない(入手) []接続しない(提供)

- | | | |
|------------------------|-----------|--|
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている
2) 十分である
3) 課題が残されている</p> |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている
2) 十分である
3) 課題が残されている</p> |

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		<p>特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに次のような人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行っている。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行っている。 <p>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="radio"/> 自己点検]	[<input type="checkbox"/> 内部監査]	[<input type="checkbox"/> 外部監査]
-------	---	-----------------------------------	-----------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策		<p>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	--	--

当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	------------------------------------	---

判断の根拠		特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏洩・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。
-------	--	--

变更箇所